

広島市告示（西区）第 9 号
令和 7 年 3 月 26 日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
第 18 条第 1 項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和 7 年 3 月 26 日から同年 4 月 9 日まで広島市西区役所建
設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 区 間	供用開始の期日
市道	西 2 区 2 1 3 号線	西区観音新町四丁目 2874 番地 144 地先から 西区観音新町四丁目 2874 番地 182 地先まで	令和 7 年 3 月 26 日